

告 示

埼玉県告示第六百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番三十四号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更の内容

第三十七条中「二十人」を「三十人」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和五年五月十九日